

別記様式第1号（第2条関係）

政務活動費交付申請書

令和 5年12月 7日

栃木市長 大川 秀子様
(栃木市議会議長経由)

会派の名称 かがやき
会派代表者氏名 浅野 貴之
(所属議員 3人)

政務活動費の交付を受けたいので、栃木市議会政務活動費の交付に関する
条例第4条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額 403,867 円
(令和5年7月～令和5年10月分)

<内 訳>

項 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費	132,985 円	全国都市問題会議参加
調 査 旅 費	206,001 円	視察研修のため
資 料 作 成 費	円	
資 料 購 入 費	49,440 円	新聞代等
会 議 費	円	
人 件 費	円	
その他の経費	15,441 円	タブレット端末通信料等
支 出 合 計	403,867 円	



別記様式第2号（第3条関係）

政務活動費実績報告書

金 額 132,985 円

令和5年12月7日

会派代表者氏名 浅野 貴之

支出項目	研究研修費
内 訳	令和5年10月11日～10月13日 第85回全国都市問題会議（青森県八戸市） 交通費（1人分）40,410円…① 宿泊費（"）16,000円…② 参加費（"）10,000円…③ 1人66,410円×2名分+振込手数料165円…④ =132,985円
事 由	第85回全国都市問題会議参加のため
債 権 者 住所・氏名	① 東武トップツアーズ(株)栃木支店 栃木市片柳町2-13-11 ②③ (株)JTB ビジネストラנסフォーム （第85回全国都市問題会議係） 東京都豊島区東池袋3-23-14 ④ みずほ銀行 東京都千代田区大手町1-5-5

(様式第4号)

視察及び研修会旅費計算票兼支払証明書

会 派 名	かがやき	科目	研究研修費		
視 察 研 修 月 日	令和5年 10月 11日 ~ 令和5年 10月 13日				
参 加 者	針谷正夫、浅野貴之				
視 察 研 修 名	第85回全国都市問題会議				
場 所	青森県八戸市 八戸市公会堂				
視 察 研 修 経 路					
※行程・運賃のわかる経路図を添付してもよい。 ※交通費は、区間ごとに記入してください。 ⇒行程表は別添の通り					
支出区分	区間等	単 価	数量	合 計	備 考
JR 乗車券	栃木 - 八戸 (往復)	18,260	2	36,520	東武トップツアーズ 領収書分 40,410 円×2名
JR 特急券	小山 - 盛岡	5,370	2	10,740	
JR 特急券	盛岡 - 八戸	2,400	2	4,800	
JR 特急券	本八戸 - 盛岡	2,400	2	4,800	
JR 乗車券		1,980	2	3,960	
JR 特急券	盛岡 - 八戸	2,400	2	4,800	
JR 乗車券		1,690	2	3,380	
JR 特急券	八戸 - 小山	5,910	2	11,820	↓
宿泊費 (1日目)	ホテルルートイン 盛岡駅前	8,000	2	16,000	振込金受取書 会派分 52,165 円
宿泊費 (2日目)	ホテルルートイン 盛岡駅前	8,000	2	16,000	
会議参加費		10,000	2	20,000	
振込手数料			1	165	↓
	計			132,985	
会派合計				132,985	

※計算票に代えて、旅行社等からの請求書又は領収書に添付された明細書を提出してもよい。
※領収書のない切符代等は備考欄に領収書なしと表示し、下欄の支払い証明を記入すること。

上記のとおり支払ったことを証明します。

令和 5 年 月 日

会派名 かがやき

代表者名 浅野 貴之

第 85 回全国都市問題会議 行程表

日時 10月12日(木)～10月13日(金)

場所 青森県八戸市公会堂

会派 公明党議員会 古沢ちい子 小久保かおる 雨宮茂樹

かがやき

浅野貴之 針谷正夫

10月11日(水)

両毛線		JR新幹線なすの253号		JR新幹線号やまびこ53号		
栃木駅	→	小山駅	→	宇都宮	→	盛岡駅
8:40発		8:50着		9:20着		12:06着
		9:09発		9:39発		

ホテルルートイン盛岡駅前・ユニゾンエクスプレス盛岡(小久保議員)

岩手県盛岡市

10月12日(木)

JR新幹線はやぶさ95号		
盛岡駅	→	八戸駅
7:59発		8:34着
		第85回全国都市問題 八戸市公会堂
		9:30 開会 ～ 16:30 閉会

JR八戸線		JR新幹線はやぶさ38号		
本八戸駅	→	八戸駅	→	盛岡駅
16:49発		16:58着		17:44着
		17:06発		

ホテルルートイン盛岡駅前・ユニゾンエクスプレス盛岡(小久保議員)

岩手県盛岡市

10月13日(金)

JR新幹線はやぶさ95号		
盛岡駅	→	八戸駅
7:59発		8:34着
		第85回全国都市問題 八戸市公会堂
		9:30 開会 ～ 12:00 閉会

JR新幹線はやぶさ24号		JR新幹線やまびこ146号		JR新幹線なすの292号		JR両毛線		
八戸駅	→	仙台駅	→	宇都宮駅	→	小山駅	→	栃木駅
13:07発		14:29着		16:57着		17:14着		17:37着
		15:45発		17:04発		17:25発		

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	研究研修費
①			

収入
印紙



TOBU TOP TOURS

AB No. [REDACTED]

お客様コード [REDACTED]

2023年9月22日

DATE

領 収 証 RECEIPT

RECEIVED FROM

浅野 貴之 様

領 収 金 額
THE SUM OF

¥40,410-

但し
FOR

10月11・12・13日 旅費代として

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.

発行者印



※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の
受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

FORM OF PAYMENT

現 金 C A S H	✓
小 切 手 C H E C K	
銀 行 振 込 B A N K R E M I T T A N C E	
ギ フ ト 券 G I F T T I C K E T	
ク レ ジ ャ ッ ト カ ー ド C R E D I T C A R D	

東武トップツアーズ株式会社
栃 木 支 店

〒328-0053 栃木県栃木市片柳町2-13-11 プリムピアA101
TEL050-9001-8729 FAX0282-23-5406

収入
印紙



TOBU TOP TOURS

AB No. [REDACTED]

お客様コード [REDACTED]

2023年9月22日

DATE

領 収 証 RECEIPT

RECEIVED FROM

針谷 正夫 様

領 収 金 額
THE SUM OF

¥40,410-

但し
FOR

10月11・12・13日 旅費代として

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.

発行者印



※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の
受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

FORM OF PAYMENT

現 金 C A S H	✓
小 切 手 C H E C K	
銀 行 振 込 B A N K R E M I T T A N C E	
ギ フ ト 券 G I F T T I C K E T	
ク レ ジ ャ ッ ト カ ー ド C R E D I T C A R D	

東武トップツアーズ株式会社
栃 木 支 店

〒328-0053 栃木県栃木市片柳町2-13-11 プリムピアA101
TEL050-9001-8729 FAX0282-23-5406

会場：青森県八戸市公会堂・公会堂文化ホール

660 212,260

領取書

14時以降、店頭は大変混雑いたしますので、振込依頼書は、なるべく午前中にお持ちいただきませうようお願い申し上げます。

[illegible]

第85回 全国都市問題会議 参加報告書

実施年月日：令和5年10月12日（木）・13日（金）

会場：青森県八戸市公会堂・公会堂文化ホール

会議日程：

第1日 10月12日（木）

・開会式

・基調講演「アート役割って何だろう？」

東京藝術大学長 アーティスト 日比野 克彦

・主報告「八戸市の文化・スポーツによるまちづくり」

青森県八戸市長 熊谷 雄一

・一般報告「まちづくりの活力は地域に根差した文化政策から育まれる」

文化事業ディレクター 演出家 吉川 由美

・一般報告「標高差1,500mの地勢を活かしたスポーツ・ツーリズムの創出」

長野県東御市長 花岡 利夫

・一般報告「まちづくりにおけるプロスポーツクラブの有効活用」

(株)鹿島アントラーズFC取締役副社長 鈴木 秀樹

第2日 10月13日（金）

・パネルディスカッション

テーマ：「文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展」

【コーディネーター】

東京大学大学院人文社会系研究科教授 小林 真理

【パネリスト】

合同会社 imajimu 代表取締役 今川 和佳子

拓殖大学商学部教授 松橋 崇史

静岡県沼津市長 頼重 秀一

京都府綾部市長 山崎 善也

・閉会式

【第1日目 報告事項】

●基調講演「アートの役割って何だろう？」

東京藝術大学長 アーティスト 日比野 克彦

〈講演の概要〉

美術、音楽、演劇など様々な表現形態が存在するが、アートが人に及ぼす機能、可能性を改めて考え、現代社会における人に対するアートの働きを3つの捉え方で分析する。そして、その捉え方を一人ひとりの日常の行動に活かすことを目的とする。

現在、持続可能な人類への問題提起がなされ、具体的に私たちの生活の中での行動に対して、その変容が求められている。国連が掲げているSDGsでは17の目標がたてられ、169のターゲットがある。これらには数値的な目標、期限をつけての目標があるが、この中にはその後の姿がない。

近代社会において、人は時間、空間と対峙し、短時間に大量に物質や情報をコントロールし続けている。

未来の姿を想像する力、ここではない場所を創造することができる力、一人ひとりの違いを否定することなく、そこにいることを排除しないという感覚が大切。アートの特性を現代社会を構築していく中での、基盤に捉えていくことができる社会を想像してみる。

大きな力が世界を動かすのではなく、一人ひとりの小さいけれども、確実にある、少しずつ異なった多様な思いが、時代を変化させていくような気がする。

（アートの捉え方）

生きる力、多様性ある社会を築く基盤、社会的課題に対して持続的に取り組みを続けていくことが重要。

（アートには人を動かす力がある）

東京芸大の取り組み

福祉×芸術 多様な人材が生きるまちづくり=多様性

（社会的処方、文化的処方）

文化リンクワーカーの存在=地域のアーティストとの連携

アートは生きる力=heart, earth 両方にartがある

（街と美術館をつなぐ）

マンチェスター市立美術館

リヴァプール国立美術館

ネクストSDGs

●主報告「八戸市の文化・スポーツによるまちづくり」

青森県八戸市長 熊谷 雄一

〈概要〉

八戸市は、太平洋を望む北東北の東岸に位置し、面積は約305平方キロメートル、人口約22万人の中核都市である。1929年の市政施行以来、全国有数の水産都市としてまた東北有数の工業都市、国際物流拠点都市として着実な発展を遂げてきた。

現在、市では「八戸文化のまちづくりプラン～八戸市文化芸術推進基本計画～」や「八戸市スポーツ推進計画」を定めているが、これが計画策定と前後しながら、八戸市が近年取り組んできた、文化、スポーツによるまちづくりの背景と取り組みを紹介する。

〈八戸ポータルミュージアム「はっち」〉

・ 中心市街地の活性化の切り札として

市内の観光スポットに誘うポータル(玄関口)としての役割を果たすミュージアム。まちづくり、文化芸術、観光、ものづくり、子育てなどの複合的要素を混在させて、多様な人々やアイデアが行き交う場を意識的に創出し、八戸を元気にするプロジェクト

→開館から3年で来館者数300万人達成

→中心市街地の歩行者通行量 平成24年対前年比2.5倍

開館後中心市街地に出店した事業所数70を超える

平成25年グッドデザイン賞受賞

〈市民が主役になり地域づくりに参画できる仕組みがデザインされている〉

成熟社会への価値観の転換を前提としたまちづくりのあり方の1つとして、互いの顔や活動が見える空間づくりにより、コミュニティー感覚を醸成し、そこで誘発される交流からより良い社会を作るイノベーションが生まれるきっかけづくりを行う。それは、社交やスポーツを含めた文化の教授、リラックスなど、都市にもともと備わっていた多様な価値を取り戻すことでもある。多くの価値が集積してこそ人は歩きたくなる。文化とスポーツは、元来、家に関じるのではなく、他者と交わることで発展し、まちづくりにつながっていく。

●一般報告「まちづくりの活力は地域に根差した文化政策から育まれる」

文化事業ディレクター、演出家 吉川 由美

〈概要〉

・ まちのリノベーションと「はっちの誕生」

八戸市は、中心市街地の活性化の起爆剤とすべく「八戸ポータルミュージアムはっち」を2011年2月に開館した。

中心市街地の活性化における主眼点として

- ① 中心市街地を関心空間にする
- ② フラットなコミュニケーションの場を創る
- ③ 地域資源の価値をみんなで見出す

以上3点を大切にした。

これらは、当時の高校生から「中心市街地ってどこ？」という素朴でも重要なヒントを含んだ疑問から生まれた。

・ はっちのアートプロジェクト

はっちのはちにちなんで、8の数字から88人の市民に88組の市民を取材してもらい、地域資源の掘り起こしを行った。最終的に400人以上の市民が参

加した。

「八戸のうわさ」と題して個人的なエピソードなどを吹き出しにして店のウィンドーなどに掲示し、無言のコミュニケーションを生み出した。

デコレーショントラックをもとに、水産都市として重要な運送業界にも目を向け新たな文化の創造・発信を行った。

→「トラックドライバーが魚を運んでくれなかったら、今の八戸はないのでは」と、異なる立場の人たちにある壁を壊し、対等に語り合い、異なる価値を容易に認め合う場が生まれた。

- ・地域の活力と魅力の源泉は「地域の文化」

地域の課題が山積するなか、今後の文化政策の在り方を検討した。

「地域固有の文化」はキラーコンテンツであり、経済活動に匹敵するパワーを持っている。

ネット社会は世界を均一化し、デジタル上では誰もが最先端の情報に触れることができる一方で、地域を分母とする文化政策が求められている。

まちのソフトパワーと地域社会の分母を担う人づくりを意識し、地域に根差した文化政策の在り方を考えていく必要がある。

●一般報告「標高差1,500mの地勢を活かしたスポーツ・ツーリズムの創出」 長野県東御市長 花岡 利夫

〈概要〉

- ・文化芸術、スポーツが生み出す都市の魅力と発展

東御市では平成30年に文化芸術やスポーツの一層の振興とそれらがもつ魅力や可能性を再認識し、地域資源や特性を活かしたまちづくりを推進するため「東御市スポーツ推進計画」と「東御市文化芸術推進計画」を策定。

- ・欠点を個性に

東御市は、市内の標高差が1,500mあり、平地が少ないことがまちの欠点であると捉えていた。

その欠点を個性に変えようと

- ① 長野県内初となるワイン特区に認定され、ワイン醸造を行う
- ② スポーツで行われる高地トレーニングの最適地としてのPRを推進した。

- ・地域固有の価値を創出し最大限活かす

平成25年に東京オリンピック・パラリンピック開催が決まってから「湯の丸高地トレーニング施設」の建設計画が具体性を帯びた。

湯の丸は、標高1,750mであり、高地トレーニングをするには適している。

平成29年11月に国内最高地点の全天候型400mトラックが完成し、令和元年10月には、国内唯一の高地トレーニングができる屋内プールが完成した。建設費は、補助金の対象にならず、寄附金も想定を下回り、地方債で賄った。しかし、地方債の償還にあたっては、企業をはじめ個人の理解もあり支援が得ら

れ、償還財源の基金は順調に積み上がっている。

・「東御から世界へ」

東京2020オリンピックで競泳ニッポンは2つの金メダルを獲得し、チームからは「東御の施設があったから金メダルがあった」と評されたという。

この結果から湯の丸の評価は高まり、競泳チームの強化拠点となった。「東御から世界へ」は地元のみならず、競泳ニッポンの合言葉になっている。

●一般報告「まちづくりにおけるプロスポーツクラブの有効活用」

株式会社鹿島アントラーズFC取締役副社長 鈴木 秀樹

〈概要〉

・地域とプロスポーツ

プロスポーツクラブは、シティーセールスにつながり、交流人口の増加等経済の活性化に寄与し、住民の心理面、経済面と合わせて、地域を豊かにする。

鹿島アントラーズは地元との連携を大切にし、ホームタウン5市の行政職員が1人ずつ1年交代でクラブに出向し、2巡目を数え、国や県からも受け入れている。その結果として、アントラーズやスポーツ政策への理解が深まる。

鹿嶋市や潮来市では、市議会も承認し、ふるさと納税で集まった寄附金をアントラーズに贈呈している。これは、1民間企業への支援という枠組みではなく、公益性の高い地域に役立つ重要な「資源」とであると認められている。

・社会課題の解決とプロスポーツクラブの有効活用

アントラーズが本拠地を置く地域は、医療。教育機関に乏しいため、「アントラーズスポーツクリニック」を設置し、整形外科医療やリハビリの提供を通して地域貢献をしている。また、小学校にはパートナー企業と連携し、プログラミング教育への講師派遣を行っている。

自治体からみると、地域のプロスポーツクラブには、まちづくりにつながる様々な使い道があると説く。

「自治体に望みたいのは、プロスポーツクラブの有効活用であり、活用次第では自治体だけでは解決できない課題を克服し、新たなまちづくりを進めることができる。もっとプロスポーツクラブの力を引き出し、使い切ってもらいたい」との認識を示した。

【第2日目 報告事項】

●パネルディスカッション「文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展」

コーディネーター：東京大学大学院人文社会系研究科教授 小林 真理

パネリスト：合同会社 imajimu 代表取締役 今川 和佳子

拓殖大学商学部教授 松橋 崇史

静岡県沼津市長 頼重 秀一

京都府綾部市長 山崎 善也

〈概要〉

- ・文化政策における国による法体系の整備が改めて見直されている
- ・地域の文化資源の再発掘が全国の自治体で行われている
- ・文化政策は行政だけではなく住民との協働が重要
- ・文化ホールをはじめとする文化施設の在り方（運営や存在意義）の再検討
- ・文化政策＝個人のライフスタイルの充実
- ・文化政策の充実が都市の魅力アップにもつながる
- ・市民のマンパワーが人をつなぐ
- ・郷土芸能はアートとの親和性が高い
- ・サッカーJリーグの理念は「地域密着」
- ・地域活性化にスポーツが一役買う
- ・スポーツは、人種や言葉などを超えて感動を共有できる
- ・社会の多様性をスポーツが表現
- ・アニメの「推し」がまちづくりを牽引
- ・市民ひとり1文化、1スポーツの推進
- ・「近き者悦ばば遠き者来る」地元住民が地域に魅力を感じてこそ観光客が来る
- ・自分たちのまちの素晴らしさを語ることから地方創生が始まる

【2日間の研修を通じた所感】

自治体における文化政策の優先順位は決して高くなく、それは予算付けにも表れている。また、住民の関心度という観点からもその傾向にあることは否めない。物質的な豊かさを追い求めた結果、今日の生活ができあがった。大量生産、大量消費、ネット社会による情報氾濫などは正負の側面がある。

私は、かねてより文化政策の重要性を考える際、「喜び」を大切にしてきた。学ぶ喜び、つながる喜び、古に触れる喜びなど。つまりは、心の豊かさにつながることだが、豊かになったはずの現代人はどうだろうか。自殺者数は増加傾向にもあり、目を覆いたくなる事件が起こっているのは、どこかが荒んでいるからではないか。

この2日間で、文化芸術・スポーツのもつパワーを改めて認識することができた。地域の歴史や伝統文化は、何世代も前の先人が現在へつないだ知恵の結晶であると思う。その地で生まれ育まれてきたそれぞれの文化に触れに行くことが、観光であると思うし、地域資源の再発掘の意義である。芸術は、心の豊かさと同時に異質を理解し共生する土壌の醸成につながる。スポーツは、東京2020オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップにおける日本の活躍に

見られるように人種や言葉などの壁を越えて、感動を共有できる力を持つ。

心の豊かさは目に見えないし測れるものではないが、生活の一部に当たり前のように文化芸術・スポーツが息づき、経済的のみならず精神的豊かさをも享受できるまちづくりがこれから求められていると感じた。

以上、上記のとおり報告致します。

令和 5年 11 月 21 日

栃木市議会議長 中島 克訓 様

会派名 かがやき

報告者 浅野 貴之

視 察 研 修 ・ 研 修 会 等 報 告 書

年 月 日	令和 5 年 10 月 12 日（木）～令和 5 年 10 月 13 日（金）
調査目的又は 研修会等の名称	第 8 5 回 全国都市問題会議
場 所	青森県八戸市公会堂・公会堂文化ホール
出 席 者	浅野貴之 針谷正夫

報告事項

第 1 日 10 月 12 日（木）

冒頭、開会式が行われ、全国市長会会長の開会挨拶、続いて開催市市長および来賓の青森県知事の挨拶があった。

今回のテーマは「文化・スポーツが生み出だす都市の魅力と発展」だった。

基調講演の後、主報告に続き、3 名からの一般報告があった。

基調講演 「アート役割って何だろう？」東京藝術大学長、アーティスト 日比野克彦

アートとは何か。現代社会の中での人に対してのアートの働きについて3つのとらえ方を示した。

- ①アートとは生きる力
- ②アートとは多様性ある社会を築く基盤
- ③アートはここに作用する
- ④アートとは社会的な課題に対してアートの特性を活用することができる。大きな力が世界を動かすのではなく、異なる多用な想いが時代を変化させていく。

主報告 八戸市の文化・スポーツによるまちづくり 青森県八戸市長 熊谷雄一

八戸市の概要を説明された後、八戸市の文化・スポーツによるまちづくりの背景と取り組みの報告があった。

文化によるまちづくりでは、主に、2011年に開館した「八戸ポータルミュージアムはっち」（以下、はっち）等が、スポーツでは2019年にオープンした「YSアリーナ」、民間施設「フラット八戸」、2006年に創設されたサッカーチーム「ヴァンラーレ八戸FC」等が取り上げられた。

「はっち」は地域資源の魅力を創出・発信し、文化芸術、産業、観光、市民活動、子育て支援の各施策を一体にした施設である。「その場に行かなければ得られないも

の、出会えない人やコトが集まる場所を、運営のキーコンセプト市民が観客としてではなく、当事者として自らも参加したり創作したりできる形で作ることである。」と述べている。八戸は古くから市民による文化活動の盛んなところだった。

スポーツ施設等のスケートは八戸の風土が育んだ文化である。

文化の力、スポーツの力は、それらが持つ本質的な価値により、「生きる欲び」に直接訴えかけて多くの人を惹きつけてやまないことだ。

都市経営における文化の力、スポーツの力は

1. 地域資源を生かす拠点とネットワークをつくること、2. 関心やテーマに基づくコミュニティと当事者を増やすこと、につながる。

今後の展望は、開かれたパブリックな場をつくることだとした。

一般報告 まちづくりの活力は地域に根ざした文化政策から育まれる

文化事業ディレクター 吉川由美

前述した「はっち」の開設準備から現在まで文化芸術事業ディレクターとして関係してきた立場で、体験をもとに考えを報告された。ここに、興味深く、気になった言葉を記す。

- ・「行政が文化を通して何かしてくれる」というひと昔前とは文化情勢は変わっている。
- ・当世は（若者が高い）チケットを買って文化関係の催事に行く。
- ・文化政策は市民に直結する守備範囲。
- ・はっちプロジェクト立ち上げに際し、「そんなことやって何になるんだ」との市民意識だった。
- ・ディレクターは若い職員。
- ・社会・地域の分子でなく、社会・地域の分母としての文化。市民の無償の行為と心意気こそが祭りを支える。
- ・祭りは生活を生きるのではなく、人生を支える。自己肯定感が高まる。

一般報告 他に以下の2名から一般報告があった。

◎標高差1500mの地勢を活かしたスポーツ・ツーリズムの創出

長野県東御市長 花岡利夫

◎まちづくりにおけるプロスポーツクラブの有効活用

株式会社鹿島アントラーズFC取締役副社長 鈴木秀樹

第2日 10月13日(金)

パネルディスカッション

【テーマ】文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と展望

【コーディネーター】 東京大学大学院人文社会系研究科教授 小林 真理

【パネリスト】 合同会社 imajimu 代表取締役 今川和佳子
拓殖大学商学部教授 松橋 崇史
静岡県沼津市長 頼重 秀一
京都府綾部市長 山崎 善也

【コーディネーター】

一巡した文化芸術を活用したまちづくり
～自治体文化行政から魅力的なまちへ～

小林 真理

通称、文化観光推進法が2020年に制定されたが、これをわかりやすく説明した。「地域の文化を継続的に存続させ、必要に応じて発展させていくためには地域が持続可能でなくてはならないが、文化も観光や地域の活性化に資することができる。」と。注目すべきは日本全国の多用な文化である。

文化領域が、観光・まちづくりへの面的、空間的、環境を越えて展開できるようになっている。ようやく文化の価値が広く認められ、不可欠な公共サービスとして再認識されるようになってきた。

地域の文化を再評価するという視点も最近目覚ましい。

1980年代からホール系文化施設は、自治体文化行政の象徴的公共施設として整備された。しかし、文化ホールは地域に感性豊かな人々を作り出したろうか。

最近では、地域に「推し」を見つけてライフスタイルを充実させる人たちが増えている。それは、特に文化やスポーツの分野にみられる現象だ。

近年の図書館や美術館が、衰退する中心市街地の活性化の一部を担っていることも稀ではなくなっており、文化ホールも若者や高齢者の可能性を引き出す場にもなっている。

地方自治体の文化行政もようやく文化や文化施設がまちづくりのコアとして展開するための足掛かりをつかんだように見える、とまとめた。

【パネリスト】 最初に、コーディネーターが文化芸術を活用したまちづくりについて全般的な発表をされ、続いて上記のパネリストがそれぞれの立場から主として具体的な発表と質疑応答を行った。

【所感】

今回の「第85回全国都市問題会議」の開催地は青森県八戸市であった。実は9年前、平成26年（2014）第76回の本会議の開催地は高知市であり、テーマは「都市と新たなコミュニティ」で、八戸市は【一般報告】をされるお立場で、前小林八戸市長が参加されていた。私も参加をしていた。

今回、八戸市と聞いて、「何が何でも参加しよう」と思った。当時の市長の報告で八戸市の二つのことが強烈に頭に残っていたからだ。ひとつは中学校のグラウンド整備の話だ。653人の住民ボランティアが参画して、建設会社と一緒にグラウンドを整備してしまった話。もうひとつは「はっち」の話。この「はっち」の話は強烈な印象を私に残した。

八戸市の【報告】の根底に流れているのは協働であり、アートだと認識していた。「それでお前は何を残したの？」と問われれば、返答に困る。血となり、肉となる食事の効果はあるにちがいないが、すぐには可視化できないように、「はっち」等が私に与えた影響は、可視化しにくい、私の考え方に大きな影響を与えているにちがいないと考えた。

例を一つ上げる。、地域の空き家周辺の草刈りを地域ぐるみで実行することが決まり、日曜日に（参加者、約30名ほどの記憶があるが）実行された。その地区の自治会長は行政マンに日曜日の参加を依頼し続け、無理を通した。容易ではなかったが、私はその調整にあたった。

職員はバイクで、自家用車で確か3名～4名の職員（住宅課と農林課）がやってきた。現場はすっかり見違えるほどきれいになった。誰もが、いい汗をかいたと言った。日曜日にも関わらず、職員が駆け付けてくれたので自治会長はじめ地元の役所に対する考えは全く劇的に変わった。まさか日曜日に現場へ駆けつけてくるとは夢にも考えていなかったのだ。

当初、自治会長は行政への信頼は全く120%なかったが、この一件以来、自治会長本人と行政の信頼が強く結ばれるようになったというエピソードに私は遭遇した。

この一件の時、私は八戸のグラウンド整備や「はっち」と重ね合わせていた。

これは、協働そのものであり、当時の私のこの事案に対する対応、発想、振り返りは、高知での研修を受けたことが、こうした私の思考回路を作り出したと思っている。

「八戸に行きたい。」私はずっと「はっち」を温めていた。高知での私の研修報告書をコピーして参加者に配布をした。9年の歳月を経た今回の研修は、市民・企業・行政の協働、役所部署間をはじめ団体同士の連携の必要性を大きく前進させていた。文化の価値が広く認められ、不可欠な公共サービスとして再認識されるように

なってきた。

近年の図書館や美術館が、衰退する中心市街地の活性化の一部を担っていることも稀ではなくなっている、と報告されたが、実感として感じている。そうした事例を最近、訪問しているが、愛知県安城市のアンフォーレがまさしくそうである。今回の研修で現在の文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展について理解を深めることができた。理解が進み、すっきりしたという感覚である。

今後、本市においても、行政も議会も文化・スポーツよるまちづくりの理論武装をしっかりとしていかなければならない。市民の協力も仰いでいかなければならない。一度立ち止まって、文化、スポーツの持性について市を挙げて考えることも必要だろうと思った。

文化で大いにまちの活性化につなげることができる。栃木市には文化資源がたくさんある。9年前はショックと感動。今回は、時代の文化・スポーツを生かしたまちづくりの時代がやってきた潮流の自覚と理論武装。動き出したいと思う。

八戸市の報告で（吉川由美さん）「地域の分母としての文化」の言葉を学んだ。祭りについて詳しく述べられた。

今回の研修で得たことは、私の地域の「ど田舎祭り」に大部分が包含されていると思う。この祭りで地元若者のラップの公演は定番に近い。私もこの祭りに寄せてラップを作ったので今回の八戸研修を思い出しつつ、復習しつつ、以下に記す。

ど田舎祭り

ドンドコ・カッカ・ピーヒャララ

季節は廻り やってきた
皆さんどこから 来たのです
遠路はるばるおいでやす
お出で下さり 本当に
Thank you 謝謝（シエシエ）
とても言葉じゃ 言い切れない

ど田舎祭りまた来たね
北は仙台 南は なにわ
地元の方も ありがとう
本当 誠に かたじけない
ダンケシェーン

ドンドコ・カッカ・ピーヒャララ

舞台の準備は いつの間に

ひと月前の日曜日

切も切ったり100本の

祭りのためなら エンヤコーラ

コーラ飲み飲み 頑張れば

真名子の山奥 竹切りに

孟宗竹（もうそうだけ）を運び出す

ユニック使うも コーラ大変

やっこすつとこ 山降りる

エンヤコーラサッサ エンヤコーラさ

竹は100本切ったけど 切っちゃならないものがある

人の絆（きずな）は切れないぜ
竹を100本 切るたんび
仲間どうしのつながりは

竹は教えてくれるのさ
運ぶたんびに 気がついた
ますます強く なるばかり

ドンドコ・カッカ・ピーヒャララ
江戸の情緒も たつぷりと
買って下さい 食べとこれ
思わず笑顔が 出てしまう
にこにこ にんまり にっこりと

自慢のしなじな（品々）見とこれよ
農村芝居も見とこれよ

きやっきやっ きやあきやあ あっははは

ドンドコ・カッカ・ピーヒャララ
会場 笑顔に 満ち溢れ
予感は確かにここにあり
子どものハートを動かす は

とちぎ未来の幸せの
歴史 伝統 受け継いで
大人の努力にかかっている

市民協働 聞こえは いいが
人口減少 高齢化
生きる課題は 数（かず）あれど
文化 生かした まちづくり
お祭り見る人 踊る人
ドンドコ・カッカ・ピーヒャララ

本気・覚悟が試される
草刈り 交通 認知症
忘れちゃならない 活性化
これが時代の潮流さ
明るい光 胸に抱け
ドンドコ・カッカ・ピーヒャララ

上記のとおり報告いたします

令和5年12月8日

栃木市議会議長 中島 克訓 様

会派名 かがやき
代 表 浅野貴之
報告者 針谷正夫

別記様式第2号（第3条関係）

政務活動費実績報告書

金 額 206,001 円

令和5年12月7日

会派代表者氏名

浅野 貴之

支出項目	調査旅費
内 訳	令和5年8月1日～8月3日 行政視察（愛知県新城市、広島県、広島県三原市） 交通費 49,050円 宿泊費 18,000円 計 67,050円・・・① 手土産・送料 1,617円・・・② ①+② 1人68,667円×3名分=206,001円
事 由	行政視察のため 愛知県新城市：若者議会について 広島県：子供議会について 広島県三原市：ラフraf事業について
債 権 者 住所・氏名	① ㈱サン・トラベル 栃木市昭和町7-3 ② ㈱東武宇都宮百貨店 栃木市役所店 金柵屋 栃木市万町9-25

(様式第4号)

視察及び研修会旅費計算票兼支払証明書

会 派 名	かがやき	科目	調査旅費		
視 察 研 修 月 日	令和5年 8月 1 日 ～ 令和5年 8月 3日				
参 加 者	浅野貴之 針谷正夫 坂東一敏				
視 察 研 修 名	「若者・子ども議会」「子ども議会」「ラフラブ事業」				
場 所	愛知県新城市・広島県庁・広島県三原市				
視 察 研 修 経 路					
※行程・運賃のわかる経路図を添付してもよい。					
支出区分	区間等	単 価	数量	合 計	備 考
JR 乗車券	栃木～広島 往復	22.560	3	67.680	(株)サトラベル 発行 領収書
JR 特急券	小山～東京	2.080	3	6.240	
JR 特急券	東京～豊橋	3.930	3	11.790	
JR 特急券	豊橋～広島	6.660	3	19.980	
JR 乗車券	豊橋～新城 往復	840	3	2.520	
JR 特急券	広島～三原	2.290	3	6.870	
JR 特急券	三原～福山～東京	7.880	3	23.640	
JR 特急券	東京～小山	2.810	3	8.430	
宿泊代	ホテルヴィアイン プライム広島	10.000	3	30.000	
宿泊代	ホテルルートイン 三原駅前	8.000	3	24.000	
手土産	新城市、広島県庁 三原市、送料	1.617	3	4.851	東武宇都宮百貨店 栃木市役所外店 金沢区発行領収書
	小計	68.667		206.001	
会派合計				206.001	

①

1人
67,050円×3人

②

※計算票に代えて、旅行社等からの請求書又は領収書に添付された明細書を提出してもよい。

※領収書のない切符代等は備考欄に領収書なしと表示し、下欄の支払い証明を記入すること。

上記のとおり支払ったことを証明します。

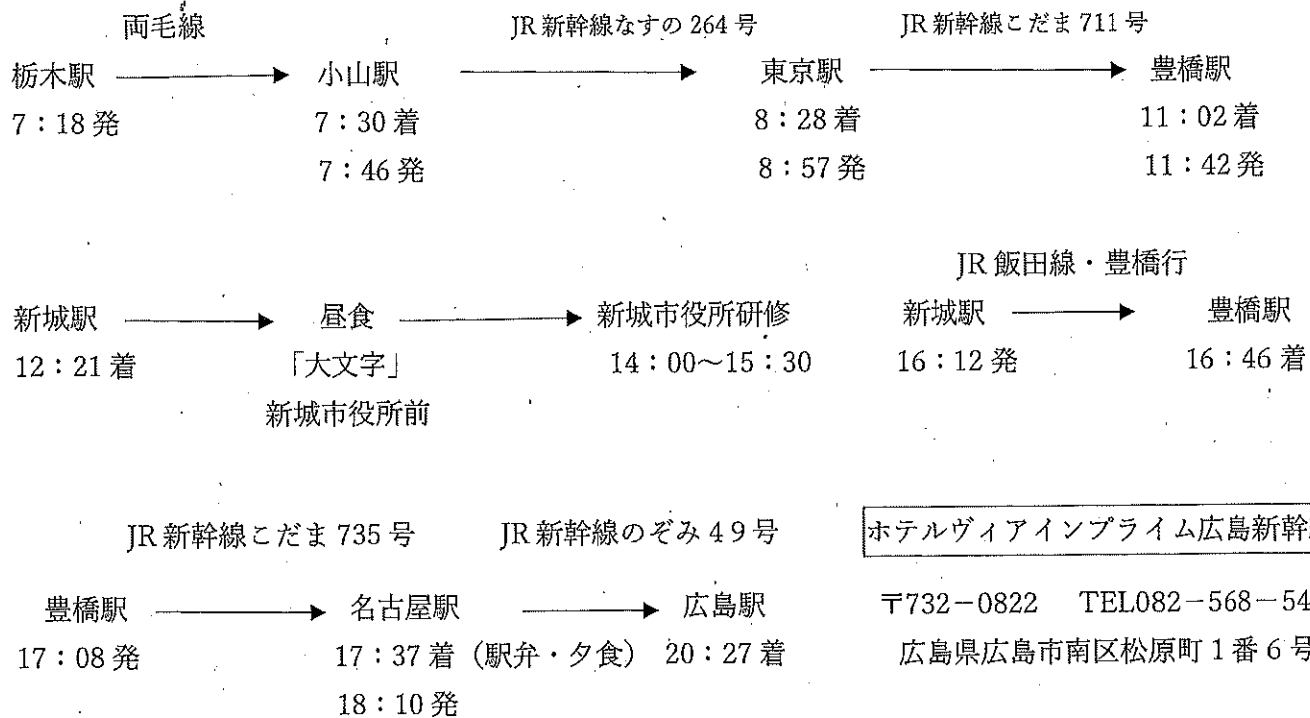
令和5年 月 日

会派名 かがやき

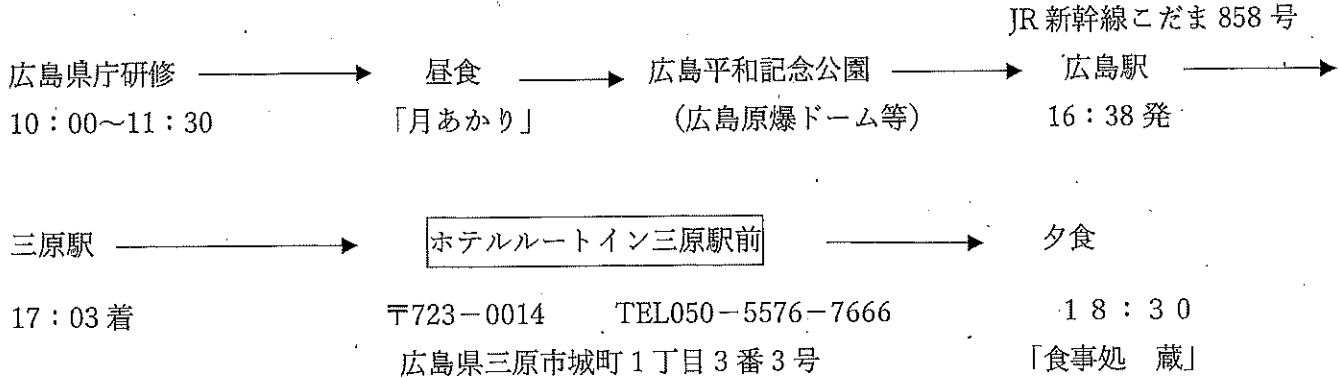
代表者名 浅野貴之

行政視察行程表 8月1日(火)～8月3日(木) 愛知県新城市 広島県 広島県三原市

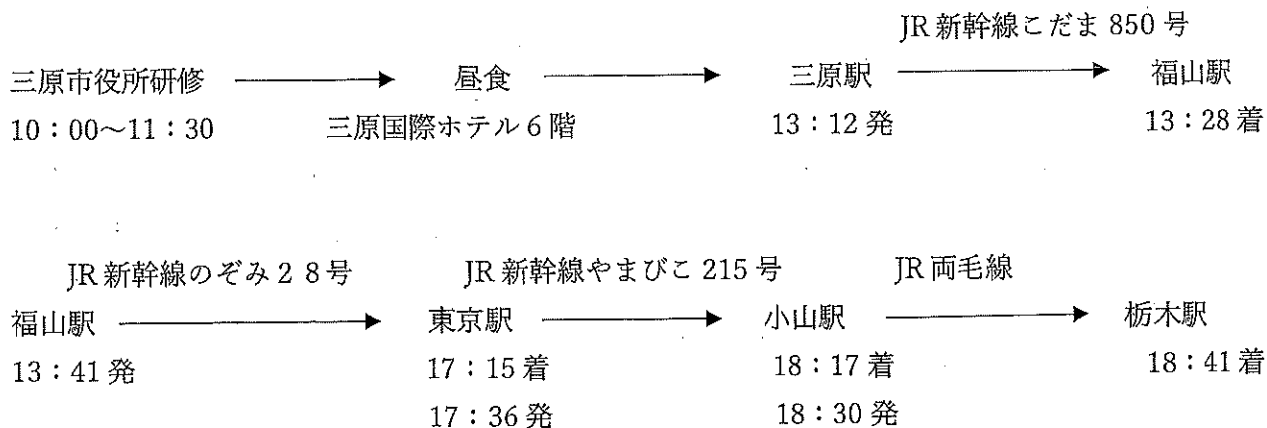
8月1日(火)



8月2日(水)



8月3日(木)



(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	調査旅費
-------	------	-----	------

①

領 収 証		No. 
浅野 貴之 様		2023 年 7 月 18 日
¥ 67,050 -		
但し 8/1~3 旅費代 上記金額正に領収致しました		
社団法人 全国旅行業協会 保証社員 株式会社 ササ・トラベル 栃木市昭和町 7-3 (足銀新栃木支店隣り) TEL 0282(22)1765(代) FAX 0282(24)5344		

領 収 証		No. 
針谷 正夫 様		2023 年 7 月 18 日
¥ 67,050 -		
但し 8/1~3 旅費代 上記金額正に領収致しました		
社団法人 全国旅行業協会 保証社員 株式会社 ササ・トラベル 栃木市昭和町 7-3 (足銀新栃木支店隣り) TEL 0282(22)1765(代) FAX 0282(24)5344		

領 収 証		No. 
坂東 一敏 様		2023 年 7 月 18 日
¥ 67,050 -		
但し 8/1~3 旅費代 上記金額正に領収致しました		
社団法人 全国旅行業協会 保証社員 株式会社 ササ・トラベル 栃木市昭和町 7-3 (足銀新栃木支店隣り) TEL 0282(22)1765(代) FAX 0282(24)5344		

視察先（新城市・広島県・三原市）への手土産代

手土産(菓子) @2,480 円(税込)×3 か所分=7,440 円

送 料 770 円+990 円×2=2,750 円

3 か所分 合計 10,190 円

(3,396 円×1 ケ所、3,397 円×2 ケ所)

①新城市分 3,396 円÷7 名参加

(副議長 486 円、6 名 485 円)

②広島県分

三原市分 (3,397 円×2 ケ所) ÷6 名参加

(古沢議員 1,134 円、5 名 1,132 円)

	古沢	雨宮	小久保	浅野	坂東	針谷	天谷	
①	485	485	485	485	485	485	486	3396
②	1134	1132	1132	1132	1132	1132	-	6794 (3397×2 ケ所)
	1619	1617	1617	1617	1617	1617	486	10190

かがやき 4,851 円 ②

(様式第5号)

領収書添付票

調査旅費	科目	かがやき	名	派	会
------	----	------	---	---	---

強へせのし給書れに。

ヤマト

2020.10

TOBU 東武宇都宮百貨店
宇都宮市宮園町5-4 T320-8560
TEL代表/028-636-2211

配送お問い合わせセンター TEL028(635)8850

運送料一万円未満(印紙税は非課税)

丸判適合

お届け伝票

郵便番号	441-1392
都道府県	愛知県
市町村	新城市
住所	東入船115番地 東栄倉
電話	0536-23-7657
お名前	愛知県新城市議会事務局 様
郵便番号	441-1392
都道府県	愛知県
市町村	新城市
住所	東入船115番地 東栄倉
電話	0536-23-7657
お名前	愛知県新城市議会事務局 様

お問い合わせ番号 5603-0624-7351
2023年 7月 25日

商品コード	記号	品名	数量	単価	金額
441267箱A(4)	1			2480	2480
送料				770	
小計					3250
合計					3250

2

ただし、
東武宇都宮百貨店 坂本市役所店
TEL代表/0282(24)8811
売場: 金物屋 係員: 

領収書
公明党議員会、かがやき、
大谷浩明 様
¥10,190—
消費税 ¥801
として、上記金額正に領収しました。

担当者



領収書 明細

かりんとう (箱入)	¥2,480
3点(単価)	¥7,440
内軽	
004* 78310-28111	
送料	¥900
* 98197-01001	
送料	¥900
* 98197-01001	
送料	¥700
* 98197-01001	
小計	¥9,389
消費税等 外税対象額	¥2,500
10.00%	¥250
(内軽対象額	¥7,440)
(8.00%	¥551)
(10% 対象	¥2,500)
(10% 税額	¥250)
(軽8% 対象	¥6,889)
(軽8% 税額	¥551)

合計 ¥10,190

※商品明細の「軽」は、軽減税率対象商品です。

5869

A 印刷標準型

(様式第5号)

領収書添付票

会	派	名	かがやき	科	目	調査旅費
---	---	---	------	---	---	------

領へ、せのわいし給書おれり。

ゆうパック

お届け伝票

郵便番号	723-8601
宛先	広島県三原市港町3-5-1
郵便番号	0848-67-6187
宛先	広島県三原市議会議務局様
郵便番号	0282-21-2503
宛先	栃木県栃木市万町9番25号 栃木市議会議務局様

2020.10

TOBU 東武宇都宮百貨店
宇都宮市豊岡町5-4 千320-8560
TEL.代表/028-636-2211

配送お問い合わせセンター TEL.028(635)8850

運送料一万円未満(印紙税は非課税)

商品コード	記号	品名	数量
		外箱23箱入中1	1
内線	0282	取扱	
金付店	25-6287		
中元	歳暮	御祝	御礼
年賀	年中	快楽祝	粗品
サイズ	60	60	100
120	140	160	170
配達希望日	月	日	時間

単価	金額
2480	2480
送料	98
合計	2578

丸判引合

△ 印刷機

領收書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	調査旅費
-------	------	-----	------

[illegible]

לְבַיְתָּא דְּרַב הֵילְלֵי

2020.10

志届け伝票

郵便番号	900-8509
都道府県	広島県
市区町村	中区
番地	基町 10-52
電話	082 - 513 - 4721
市町村	広島市
名称	議事事務局
郵便番号	732-8686
都道府県	広島県
市区町村	万那町
番地	9番25号
電話	082 - 21 - 2503
市町村	広島市
名称	議会事務局

東武百貨店
東京都千代田区5-4 〒320-8560
TEL 代装/028-636-2211

TEL 代表/028-636-2211

TEL 028(635)8850
問い合わせセンター

お問い合わせセンター
5603-0624-7362

2023年 7月 25日

[illegible]

無因	2480
掛盤	2480

990

合計 73470

合剂

△ 顧客様控

かがやき・公明党議員会 行政視察実施報告書

実施年月日：令和5年8月1日（火）～8月3日（木）

調査場所・目的：8／1 愛知県新城市「若者議会について」
8／2 広島県「子供議会について」
8／3 広島県三原市
「ラフラブ事業におけるボランティアスタッフについて」

参加者：浅野貴之、針谷正夫、坂東一敏（かがやき）
古沢ちい子、小久保かおる、雨宮茂樹（公明党議員会）

【報告事項】

●8／1：愛知県新城市「若者議会について」

POINT⇒市内に在住、在学および在勤のおおむね16歳から29歳までの若者が、定員20名、任期1年、報酬3,000円／回のもと、1,000万円の予算内でまちづくりについて様々な提案を行う。

〈新城市の概要〉

人口44,169人、17,736世帯。高齢化率は、36.7%。愛知県の東部に位置し、名古屋市へ約60km、豊橋市へ約20kmの距離。

平成17年10月1日に新城市、鳳来町、作手村の3市町村が新設合併し、現在の新城市が誕生した。

面積は、499.23km²で、豊田市に次ぎ、県内2番目の広さを有する。

〈若者議会の特徴〉

「新城市若者条例」「新城市若者議会条例」に基づく市長の附属機関。

《政策立案》

若者が普段感じている身近な課題の抽出。それらを解決するための政策を検討し、提案する。

《情報発信》

若者議会の活動や新城市に関するブログを作成し、若者議会ホームページにて発信、PRを行う。

《ネットワーク作り》

市政を身近に感じてもらえるよう市内の中学生、高校生とのワークショップや市外若者団体との交流、市民との意見交換会を行う。

〈1年間の流れと政策ができるまで〉

市長の諮問に応じ、若者議会委員の任期である1年間で、政策を創り上げ、市長や市議会に提案する。以下が主な流れである。

全体スケジュール

3～4月 応募期間



4月 準備会



5月 所信表明



5～7月 政策検討



8月 中間発表



9～10月 政策再検討



11月 市長答申

〈考察：なぜ若者議会か〉

新城市は、高齢化率が36.7%と少子高齢化、人口減少が顕著に進み、まちの活力が低下するなかで、若者世代は、行政サービスを提供して「あげる」という発想から一緒にまちづくりを進める「仲間」へと発想転換をすることで、将来の当事者としての意識醸成や賑わい創出のきっかけ作りの狙いがあった。効果として、イベント交流人口の増加や委員を外れた後もボランティア活動や市役所職員、市議会議員になった例もある。

一方で、まちづくりの一環としての若者議会であるかと思いきや、自分の考えや主張を人前で発表すること、同じ目標に向かう仲間を作ること、想いがカタチになるなどの成功・失敗など様々な体験を通して、個人の人生が豊かになる一助になればと行政側が考えていたり、実際に委員を経験したメンバーからそうした感想が得られていることに、新たな発見があった。

同じ悩みを抱える地方都市として栃木市も例外ではなく、いかにしてまちの活力の維持・向上を図るが課題である。本市においても、中学生子ども議会を予定しており、また、若者世代との交流を様々なかたちで行っているが、新城市の先進的な取り組みは大いに参考になると考える。

まちも人も幸せになる。これからのまちづくりに大切なことを学ぶことができた。

【報告事項】

● 8 / 2 : 広島県「子供議会について」

POINT⇒県職員と大学生サポーターが和やかな雰囲気を醸成する。

〈開催の経緯〉

平成29年度に公益社団法人日本青年会議所中国地区広島ブロック協議会が主催で子供議会を開催。(共催：広島県・広島県議会・広島県教育委員会)

平成29年度に県民活動課において、翌年度以降の開催を検討したところ、県議会でも開かれた議会の実現について何ができるか検討されており、協議の結果、県と議会の共催で子供議会を開催することとなった。

第2回目(平成30年度)以降は、広島県、広島県議会の共催で開催し、今年度は7回目の開催となる。

〈参加者数〉

令和5年度 46人(小学生30人、中学生16人)
令和4年度 35人(小学生21人、中学生14人)
令和3年度 31人(小学生11人、中学生20人)
令和2年度 35人(小学生26人、中学生9人)
令和元年度 44人(小学生16人、中学生28人)
平成30年度 41人(小学生26人、中学生15人)
平成29年度 24人(小学生6人、中学生18人)

〈開催に係る課題〉

(1)勉強会における子供議員の支援

ex) 子供議員の意見の引き出し方、まとめ方
過去の質問との重複等質問、提案文調整

(2)開催方法の検討(日程調整、庁内調整)

ex) 開催時期の調整、開催期間、答弁作成

〈考察〉

広島県では、7回目の子供議会が開催された。募集方法は、各学校にポスター掲示をするのみで、人数確保のための割り当てがなく、児童生徒の自発的な応募であることは特筆すべきである。

児童生徒は、県議会常任委員会に対応した6つのグループに分かれ、事前の勉強会で得た課題や知識をもとに、様々な提言を行う。ここで重要なことは、勉強会でいかに児童生徒を和ませ、自由でフレンドリーな雰囲気を作れるかである。県職員や大学生サポーターが工夫を凝らし、本番に向けて数回のリハーサルを行う。

当日は、議場にて任命式が行われ、子供議員バッジが交付され、議員交流会のなかで質問や意見発表を行うコッなど、質問をする機会がある。

未来の当事者として問題提起や提案をすることはもとより、「自分の思いを伝

えることで、達成感が味わえた。」「みんなで案を出し合う、協力する、戸惑わずに発表するなどの力がついた。」など、社会人になる第一歩を経験する場にもなっている。

子供議会をきっかけとして、児童生徒が、政治や行政を身近に感じ、将来におけるまちづくりの当事者意識を持つことはもとより、一人の人間として、自己表現をし、他意見の尊重・妥協という経験の場となることも大切な役割となるのではないかな。

【報告事項】

● 8 / 3 : 広島県三原市「ラフラフ事業におけるボランティアスタッフについて」

POINT⇒自分の居場所づくり、運営は児童生徒・学生の自主裁量が大きい

〈ラフラフ整備・運営事業の概要〉

三原市内唯一の児童館で、令和2年8月に、市内の別の場所から移転オープン。公共施設の再編により、元は教育委員会や福祉部門が入っていたが、市庁舎新設に伴い、また、中心市街地の賑わい創出と子育て支援の充実を目指し、現在の位置に設置。運営主体は、三原市で、会計年度任用職員6名体制。

〈中高生の利用率が少ない〉

18歳まで利用できる施設であるが、平成31年度の中高生利用者は、1日平均1.3人であった。そこで、利用対象に直接、どうしたら使いやすいか聞いた結果、新児童館をプロデュースする中高生を9人公募し、月1回のミーティングを合計10回開催した。中高生と三原市が「一緒に」児童館をつくることを目標に、市内の高校と連携し、総合学習の時間を利用し、週2時間の授業のなかで、検討・提案をしてもらい、連携は今年で5年目になった。

〈児童館ラフラフの運営〉

ラフラフティーンズスタッフ（中高生）が放課後や休日に集まり、イベントの企画や子ども・保護者との交流を実施する。現在のメンバーは、56人。（中学生11人、高校生45人）その中には、高校を中退したり通信制に通っているなど、様々な境遇にある生徒もあり、大切な居場所となっている。

イベントの一例として、高校生が小学生の宿題をサポートしたり、外国人の急増によりその子どもに日本語を教えたりと、社会問題の解決にも寄与している。

また、教員志望の生徒による学習塾も開設し、おもしろい科学実験やなぜ海は青い？など学習への興味関心の喚起と将来の夢への第一歩の場ともなっている。

〈ラフラフ来館者の増加〉

上記のような様々な取り組みにより、移転前（平成31年度）からの利用者は、1日平均利用者は約2.2倍、中高生の利用者は約10.2倍に増えた。
令和4年度実績：1日平均来館者数95.1人、中高生の1日平均来館者数13.2人、中高生の利用割合13.9%。このように、効果は確実に表れている。

〈考察〉

三原市では、子どもと言われる世代を「保護の対象」ではなく「まちづくりを進める仲間」と認識している。その結果、特に中高生は、自分にできる活動や問題意識をもち、時にはそれを仲間と共有し、解決に向かう取り組みを行っている。それは決して「まちづくり」という大きな意識ではなく、目の前の自分にも取り組める身近な出来事と捉え、背伸びをしない、生活のなかの一部の活動となっているのではないかと感じた。

実際に活動していた高校生に聞いてみたら「おもしろいからやっている」「将来は幼稚園の先生になりたいから子どもと触れ合えることはうれしい」など、自分の興味関心に合わせ、楽しく活動している様子が印象的であった。

「コロナ禍で制限が多い高校生活を過ごしましたが、ラフラフでみんなと過ごした時間は大切な思い出になりました。中3の時ラフラフを作る段階から関わることができたのは僕の誇りです。これからもラフラフがみんなに愛される場所であることを願っています。」

上記の感想が、箱物行政と言われる施設整備型運営に関し、大きなヒントを示していた。

上記のとおり報告致します。

令和 5年 10月 19日

栃木市議会議長 中島 克訓 様

会派名 かがやき

報告者 浅野 貴之

視察研修・研修会等報告書

年 月 日	令和5 年 8 月 1 日 ~ 8 月 3 日
調査目的又は 研修会等の名称	若者議会・子供議会・児童館の整備・運営
場 所	・愛知県新城市（若者議会について） ・広島県（子供議会について） ・広島県三原市（児童館「ラフラフ」整備・運営について）
出 席 者	浅野貴之・針谷正夫・坂東一敏

報告事項

① 愛知県新城市（若者議会について）8月1日（火）

愛知県東部に位置し、名古屋市へ約60km、豊橋市へ約20kmの距離に位置し、人口44,000人余の都市である。面積49,900平方キロメートルで豊田市に次いで県内2番目に広い。平成17年に3市町村が新設合併して新・新城市が誕生したが、人口は合併後、現在までに約9,000人減少している。歴史的に有名な「長篠の戦い」の古戦場や、長篠城のあるところでもある。

「若者議会」とは「新城市若者条例」「新城市若者議会条例」に基づく市長の附属施行機関であり、平成27年4月1日から施行された。市長の諮問に応じ、若者政策について話し合い、市長に答申する。

若者議会は20名以内の委員で構成され、任期は1年、一日あたり3,000円の報酬が支払われる。委員資格は、市内在住・在学・在勤いずれかであり、おおむね16歳から29歳までとなっている。

なお、「新城市若者条例」には、若者総合政策、すなわち「市民全員が元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちを実現するために、若者の思いや意見をカタチにし、「若者が活躍できるまち」にするための政策（新城市資料より）が盛り込まれている。

ある年度をとると、市長答申までには8か月間の準備、調査、研究、議論等、延べ158回の会議が、重ねられている。3月の定例会の予算審議が承認されれば、次年度に市の事業として実施される。年に1,000万円程度の予算内で検討される。今年度（令和23）の予算は200万円であった。

これまで実施された主な事業として、図書館リノベーション事業（3年間）として図書館の利便性の向上や改修を提案してきた。「若者議会のPR」もテーマとされ、広報目的にマンガ「新城市若者議会」も発刊されている。

以上が概要だが、ことの発端は、平成25年、市長が選挙にあたり、「若者が活躍でき

るまち」を目指す、とマニフェストに掲げたことから出発している。平成 26 年には、「消滅可能性都市」が「増田レポート」により発表され、全国的に話題となる中で、新城市も「消滅可能性都市」に選定されたが、ここ新城市では、同年、「若者政策ワーキング」が結成された。時を同じくして、新城市は、それまでも世界の新城会議（ニューキャッスルアライアンス会議）の加盟市であったが、北欧で開催された当会議に市長等が参加した折、ヨーロッパではすでに若者の意見を実現する場があることを実感した。「新城市でも若者の意見を実現する場が必要」と、市長は帰国時の飛行機機内で決意したという。

【所感】若者の意見を施策に取り入れていくことは必要なことである。令和 4 年 6 月に成立したこども基本法により、子供政策を決める際は子供の声を聴くことが義務付けられた。様々な形で若者の意見を聞く形が全国の自治体から今以上に出てくるだろうが、新城市の若者議会は先進地事例として有力である。根付かせるには、市民各層の広く強い協力が必要となるが、報告でも触れたが、リーダーの強い覚悟と決意が不可欠だ。延べ 150 回を超える会議を重ねた、大きな熱量を持ち続けた参加者の若者の方に頭が下がる。

本市も若者の意見を取り入れることに知恵を絞りたい。

終わりに、本稿を書くにあたっては、若者議会のマンガ「新城市若者議会」を大いに活用させていただいたことを申し添える。

② 広島県（子供議会について）8 月 2 日（水）

広島県は人口 274 万人を数える。県庁所在地広島市は政令指定都市であり、中国・四国地方最大の都市である。工業・農業・漁業いずれも盛んで産業分布が日本平均に近く、県民所得も中位にあり「日本国の縮図」とも呼ばれることがあるという。

『広島県子供議会』は次代を担う子供たちが、県政に対する意見や提言を表明できる機会を通して県の魅力や課題に関心を持ち、主体性と社会参画意識を高めることを目的として開催される。また、子供たちが、県議会の役割や仕組みを知り、議会制民主主義や地方自治への理解を深める機会とする。」と、「広島県子供議会」議員募集要綱は趣旨を述べている。

県と県議会が共催で開催しており、小学 5 年生から中学 3 年生までの児童・生徒が対象であり、平成 29 年度から、今年度（令和 5）は 7 回目の開催である。募集人数は 30 人程度としているが、毎年度 30 人～40 人が参加している。

内容は、子供議員が、自分たちが暮らす広島県をテーマに、事前の勉強会を通して、地域の課題や将来の広島県づくりにつながる意見を質問や提案にまとめ、子供議会で発表する。令和 4 年度の質問・提案項目を 2～3 取り上げてみると以下のようなものである。

- ・戦争の悲惨さを伝え、平和を実現する取り組みについて
- ・観光がすごいことになる広島県について

・環境問題への理解と食品ロスの削減について

これらをはじめ、多種多様な項目が質問・提案されているが、ほとんどの項目は既に県事業で実施されている事案が多いという。

課題として、(1) 勉強会における子供議員の支援 (2) 開催方法の検討（日程調整、庁内調整）があるとされた。

【所感】『広島県子供議会』は、主体性と社会参画意識を高めることを目的として開催され、また子供たちが、県議会の役割や仕組みを知り、議会制民主主義や地方自治への理解を深める機会とする」とされ、いわゆる主権者教育であろうと理解した。

開催後の子供議員のアンケートでは、「政治が身近に感じるようになった」と記述する参加者が8割～9割、中には、「知事。県議を目指したい」という参加者もいるようで、頼もしい。

議会・議員は準備には携わらない。当日は議会開会前に、常任委員会室で実施される子供議員との交流会での自己紹介・子供議員からの質問への回答や意見交換があり、午後には模擬県議会を傍聴する。閉会後に議場で記念撮影をする。

前日（8/1）の新城市の「若者議会」は、若者の意見を積極的に政策・まちづくりに取り込んでいくことが目的であると理解したところであり、両自治体とも、同じ「議会」という文字を使っているが、目的や狙いは異なっていて、このことをよく理解しておかなければならないと思った。ただ、新城市にしても、広島県にしてもその分野の先進地であるだけに、大いに参考になる研修であった。（広島県は「こども」を「子供」と表記しているとの説明職員の方の話。（栃木市議員の質疑に対して）今回、この項の報告は「子供」の表記で書いた。）

③ 広島県三原市（児童館「ラフラフ」整備・運営について）8月3日（木）

三原市は広島県南部に位置し、面積 471 平方キロメートル、人口 89,000 人余の都市である。平成17年（2005）に1市3町が合併している。人口減少が顕著で、市当局は人口減少による「まちの衰退」に危機感を抱いていると副議長の研修冒頭のご挨拶にあった。

① 児童館とは

- ・児童福祉法に規定される児童厚生施設のひとつである。

児童厚生施設は、児童遊園、児童館等、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設である。

- ・0～18歳までの子どもと保護者が自由に利用できる施設
- ・最も敷居の低い子どもの居場所であり、家・学区以外の第3の居場所

② 児童館「ラフラフ」とは

- ・市内唯一の児童館。市内別の場所から三原駅前に令和2年8月に移転オープン

【理由】・施設の老朽化・耐震化、公共施設の再編

- ・中心市街地の賑わい創出、子育て支援の充実

- ・運営主体 三原市、会計任用職員 6 人の体制
うち 1 人はファミリー・センターアドバイザー
- ・特長 ・中高生と一緒に作った児童館
・施設を利用する子どもたちや保護者が運営に関わっている。

③児童館の運営

中高生と三原市と一緒に児童館をつくった

【課題】

これまでの児童館は 18 歳まで利用できるのに、中高生の利用が少ない課題があったため、新しい児童館は以下の 3 点に留意する。

1. 中高生も気軽に遊びに来られる場所
2. 中高生が活躍できる場所
3. 家、学校以外の第 3 の居場所にしたい

結論は中高生の意見を聞いて一緒に作るため、検討委員会を立ち上げた。

【新児童館検討委員会の立ち上げ（平成 31 年 2 月）】

新児童館をプロデュースする中高生を学校を通じて募集。（新児童館ティーンズ検討委員会）月 1 回程度のミーティングを計 10 回開催し、新児童館レイアウト案やインテリアデザインの検討、さらに、新児童館で実施したいイベントの検討やネーミングの検討も行われた。

④児童館「ラフラフ」の運営

旧「新児童館ティーンズ検討委員会」を改変したラフラフティーンズスタッフ（中高生）が活動。放課後や休日に集まり、イベントの企画や子どもや保護者と交流するなどボランティアスタッフとして活動している。

現在メンバーは 58 人

中学生 12 人（市内外 4 校） 高校生 46 人（市内外 9 校）高校生世代には高校退学した子どもも少なくない。

◎ラフラフを利用する子どもや保護者が運営に関わる。例えば

- ・自分たちの「得意」を生かして、さまざまなイベントを企画
- ・職員が実施するイベントのサポート
- ・赤ちゃんや保護者と交流

⑤結果

中高生、子ども、保護者が運営にかかわったことで全体の来館者が増加
移転前（平成 31 年度）からの増加

- ・ 1 日平均利用者数 約 2.2 倍（95 人）
- ・ 中高生利用者数約 10.2 倍（13.2 人）

【所感】参画と協働の推進とよく言われるが、文字通りその成功例を研修させていただいた。児童館「ラフラフ」は令和 2 年にオープンして 3 年が経過したところであり、オープン間もない「開設特需」もあるかもしれないが、利用者数の増加は著しいものがある。しかし、これは、児童館の整備段階から中高生がかかわったこと、また、運営に

は中高生や児童館を利用する子どもや保護者もかかわっていることが、この数字を生み出しているのだと思う。学校に登校できない子や高校を退学してしまった若者が複数の友達を誘ってきたという事例も報告された。

この研修で感じたもう一点は、児童館に関わる職員たちのより良い児童館を作ろうとする熱量だ。資料を説明する発言の端々に意気込みを感じることができた。このことも児童館「ラフraf」の発展・充実の大きな要素であることはまちがいない。

上記のとおり報告いたします。

令和5年9月27日

栃木市議会議長 中島 克訓 様

会派名 かがやき

代 表 浅野 貴之

報告者 針谷 正夫

かがやき・公明党議員会 行政視察実施報告書

実施年月日：令和5年8月1日（火）～8月3日（木）

調査場所・目的：8／1 愛知県新城市「若者議会について」

8／2 広島県「子供議会について」

8／3 広島県三原市

「ラフラフ事業におけるボランティアスタッフについて」

参加者：坂東一敏、浅野貴之、針谷正夫（かがやき）

古沢ちい子、小久保かおる、雨宮茂樹（公明党議員会）

【報告事項】

- ・8／1：愛知県新城市「若者議会について」.

〈新城市の概要〉

人口44,169人、17,736世帯。高齢化率は、36.7%。愛知県の東部に位置し、名古屋市へ約60km、豊橋市へ約20kmの距離。

平成17年10月1日に新城市、鳳来町、作手村の3市町村が新設合併し、現在の新城市が誕生した。

面積は、499.23km²で、豊田市に次ぎ、県内2番目の広さを有する。

〈若者議会とは〉

「新城市若者条例」「新城市若者議会条例」に基づく市長の附属機関。

《政策立案》

若者が普段感じている身近な課題の抽出。それらを解決するための政策を検討し、提案する。

《情報発信》

若者議会の活動や新城市に関するブログを作成し、若者議会ホームページにて発信、PRを行う。

《ネットワーク作り》

市政を身近に感じてもらえるよう市内の中学生、高校生とのワークショップや市外若者団体との交流、市民との意見交換会を行う。

〈1年間の流れ〉

3～4月 応募期間



4月 準備会



5月 所信表明



5～7月 政策検討



8月 中間発表



9～10月 政策再検討



11月 市長答申

○所管

若者議会は、市内に在住、在学および在勤のおおむね16歳から29歳までの若者が、定員20名、任期1年、報酬3,000円のもと、1,000万円の予算内でまちづくりについて提案を行う。

新城市は、高齢化率が36.7%と少子高齢化、人口減少が顕著に進み、栃木市と同様である。若者議会の効果として、イベント交流人口の増加や委員を外れた後もボランティア活動や市職員、市議になった例がある。

栃木市も地方都市として、いかにしてまちの活力を維持・向上できるかが課題である。本市においても、中学生子ども議会を予定しており、新城市の先進的な取り組みは大いに参考になった。

【報告事項】

- ・ 8/2：広島県「子供議会について」

〈開催の経緯〉

平成29年度に公益社団法人日本青年会議所中国地区広島ブロック協議会が主催で子供議会を開催。（共催：広島県・広島県議会・広島県教育委員会）

平成29年度に県民活動課において、翌年度以降の開催を検討したところ、県議会でも開かれた議会の実現について何ができるか検討されており、協議の結果、県と議会の共催で子供議会を開催することとなった。

第2回目(平成30年度)以降は、広島県、広島県議会の共催で開催し、今年度は7回目の開催となる。

〈参加者数〉

令和5年度 46人(小学生30人、中学生16人)

令和4年度 35人(小学生21人、中学生14人)

令和3年度 31人(小学生11人、中学生20人)

令和2年度 35人(小学生26人、中学生9人)
令和元年度 44人(小学生16人、中学生28人)
平成30年度 41人(小学生26人、中学生15人)
平成29年度 24人(小学生6人、中学生18人)

○所管

広島県では、7回目の子供議会が開催された。

子供議員は、6つのグループに分かれ、事前の勉強会で得た課題や知識をもとに、様々な提言を行う。ここで重要なことは、勉強会でいかに児童生徒を和ませ、自由でフレンドリーな雰囲気を作れるかである。

県職員や大学生サポーターが工夫を凝らし、本番に向けて数回のリハーサルを行う。

当日は、議場にて任命式が行われ、子供議員バッジが交付され、議員交流会のなかで質問や意見発表を行うコッなど、質問をする機会がある。

子供議会をきっかけとして、児童生徒が、政治や行政を身近に感じ、まちづくりの当事者意識を持つことはもとより、自己表現、他者の尊重という経験の場となるであろう。

【報告事項】

・8/3:広島県三原市「ラフラフ事業におけるボランティアスタッフについて」

〈運営事業の概要〉

三原市内唯一の児童館で、令和2年8月に、市内の別の場所から移転オープン。公共施設の再編により、教育委員会や福祉部門が入っていたが、市庁舎新設に伴い、また、中心市街地の賑わい創出と子育て支援の充実を目指し、現在の位置に設置。運営主体は、三原市で、会計年度任用職員6名体制。

〈利用率について〉

18歳まで利用できる施設であるが、平成31年度の中高生利用者は、1日平均1.3人であった。利用率を上げるため、利用対象に直接、どうしたら使いやすいか聞いた結果、新児童館をプロデュースする中高生を9人公募し、月1回のミーティングを合計10回開催した。中高生と三原市が「一緒に」児童館をつくることを目標に、市内の高校と連携し、今年で5年目になった。

〈ラフラフの運営〉

ラフラフティーンズスタッフが放課後や休日に集まり、イベントの企画や子ども・保護者との交流を実施する。現在のメンバーは、56人。(中学生11人、高校生45人)

一例として、小学生の宿題サポート、外国人生徒へ日本語を教えたりと、社会問題の解決にも取り組んでいる。

〈利用率の向上〉

ラフラフティーンズスタッフの様々な取り組みにより、移転前からの利用者は、1日平均利用者は約2.2倍、中高生の利用者は約10.2倍に増えた。
令和4年度実績：1日平均来館者数95.1人、中高生の1日平均来館者数13.2人、中高生の利用割合13.9%と効果は表れている。

○所管

三原市では、中高生などの若者世代を「まちづくりを進める仲間」と認識している。特に中高生は、自分にできる活動や問題意識をもち、背伸びをしない、生活のなかの一部として、活動していた。

活動中の学生に聞く機会があり、「とても充実している」「自分の居場所があるようで、うれしい」など、楽しく活動している様子が印象的であった。

「ラフラフティーンズスタッフや利用者が自分の家に帰ってきたというようなアットホームで、落ち着く空間でありたい」と職員リーダーが熱心に語っていた姿が印象的であった。

行政が運営する堅いイメージではなく、中高生の心の拠り所となっているこれからの時代に合ったすばらしい施設であった。

上記のとおり報告致します。

令和 5年 10月 19日

栃木市議会議長 中島 克訓 様

会派名 かがやき

報告者 坂東 一敏

別記様式第2号（第3条関係）

政務活動費実績報告書

金 額 49,440 円

令和 5年12月 7日

会派代表者氏名

浅野 貴之

支出項目	資料購入費
内 訳	①-1・2・3下野新聞（針谷、坂東、浅野） R5年7月～R5年10月分 13,950円×3名=<u>41,850円</u> 【自己負担分】読売新聞（針谷、坂東） R5年7月～R5年10月分 13,600円×2名=<u>27,200円</u> 【自己負担分】産経新聞（浅野） R5年7月～R5年10月分 15,100円 ②月刊ガバナンス（針谷） R5年7月～R5年10月分 1,188円×4ヶ月=<u>4,752円</u> ③都市問題（2012年7月号・2018年8月号）（針谷） 700円×2冊=<u>1,400円</u> ④都市問題（2020年1月号）（針谷） 800円×1冊=<u>800円</u> ⑤栃木県市町村要覧（令和5年度版） <u>638円</u>
事 由	調査研究活動のため
債 権 者 住所・氏名	①-1さらさわ新聞店 栃木市藤岡町藤岡1410 ①-2読売センター栃木東部 宮本販売店 栃木市神田町22-4 ①-3 YC 栃木北部 [REDACTED] 栃木市箱森町25-54 ② 株式会社ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-11 ③④ 公益財団法人後藤安田記念東京都市研究所 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館 ⑤ 栃木県地方自治研史会 宇都宮市塙田1-1-20

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	資料購入費														
(浅野) 1紙目:産経新聞																	
2紙目:下野新聞 3,350円×3ヵ月(7~9月)+3,900円(10月)=13,950円																	
①-1																	
領 収 証																	
浅野 貴之 様		30 区 2001															
栃木市岩舟町静3438-1		160 順 11687 読 R5年7月分															
<table border="1"><thead><tr><th>銘 柄 名</th><th>部 数</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>産経新聞※</td><td>1</td><td>3,400</td></tr><tr><td>下野新聞※</td><td>1</td><td>3,350</td></tr><tr><td>※は軽減税率8%(消費税500)</td><td>合計</td><td>6,750</td></tr></tbody></table>		銘 柄 名	部 数	金 額	産経新聞※	1	3,400	下野新聞※	1	3,350	※は軽減税率8%(消費税500)	合計	6,750	<table border="1"><thead><tr><th>合 計 金 額 (円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>6,750</td></tr></tbody></table>		合 計 金 額 (円)	6,750
銘 柄 名	部 数	金 額															
産経新聞※	1	3,400															
下野新聞※	1	3,350															
※は軽減税率8%(消費税500)	合計	6,750															
合 計 金 額 (円)																	
6,750																	
振		年5. 7月 25日															
さらさわ新聞店																	
ご購読ありがとうございます。上記の金額領収致しました。 領収金額には消費税が含まれています。		(本店)〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡1410 TEL 0282-62-2237・FAX 0282-62-2907 (岩舟)〒329-4307 栃木県栃木市岩舟町静5144-5 TEL 0282-55-4001・FAX 0282-55-4009															

会 派 名	かがやき	科 目	資料購入費														
(浅野) 1紙目:産経新聞																	
2紙目:下野新聞 3,350円×3ヵ月(7~9月)+3,900円(10月)=13,950円																	
①-1																	
領 収 証																	
浅野 貴之 様		30 区 2001															
栃木市岩舟町静3438-1		160 順 11687 読 R5年8月分															
<table border="1"><thead><tr><th>銘 柄 名</th><th>部 数</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>産経新聞※</td><td>1</td><td>3,900</td></tr><tr><td>下野新聞※</td><td>1</td><td>3,350</td></tr><tr><td>※は軽減税率8%(消費税537)</td><td>合計</td><td>7,250</td></tr></tbody></table>		銘 柄 名	部 数	金 額	産経新聞※	1	3,900	下野新聞※	1	3,350	※は軽減税率8%(消費税537)	合計	7,250	<table border="1"><thead><tr><th>合 計 金 額 (円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>7,250</td></tr></tbody></table>		合 計 金 額 (円)	7,250
銘 柄 名	部 数	金 額															
産経新聞※	1	3,900															
下野新聞※	1	3,350															
※は軽減税率8%(消費税537)	合計	7,250															
合 計 金 額 (円)																	
7,250																	
振		年5. 8月 29日															
さらさわ新聞店																	
ご購読ありがとうございます。上記の金額領収致しました。 領収金額には消費税が含まれています。		(本店)〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡1410 TEL 0282-62-2237・FAX 0282-62-2907 (岩舟)〒329-4307 栃木県栃木市岩舟町静5144-5 TEL 0282-55-4001・FAX 0282-55-4009															

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	資料購入費
-------	------	-----	-------

(浅野) 1紙目:産経新聞

2紙目:下野新聞

領 収 証

浅野 貴之 様

栃木市岩舟町静3438-1

30 区 2001

15500 順

11687 読

R5年9月分

登録番号T3040001073451

銘 柄 名	部 数	金 額
産経新聞※	1	3,900
下野新聞※	1	3,350
※は軽減税率8%(消費税537)	合計	7,250

合 計 金 額 (円)

7,250

(振)

5. 9. 26 日

さらさわ新聞店

(本店)〒323-1104栃木県栃木市藤岡町藤岡1410
TEL 0282-62-2237・FAX 0282-62-2907
(岩舟)〒329-4307栃木県栃木市岩舟町静5144-5
TEL 0282-55-4001・FAX 0282-55-4009

ご購読ありがとうございます。上記の
金額領収致しました。
領収金額には消費税が含まれています。

領 収 証

浅野 貴之 様

栃木市岩舟町静3438-1

30 区 2001

15500 順

11687 読

R5年10月分

登録番号T3040001073451

銘 柄 名	部 数	金 額
産経新聞※	1	3,900
下野新聞※	1	3,900
※は軽減税率8%(消費税577)	合計	7,800

合 計 金 額 (円)

7,800

(振)

年5. 10. 26 日

さらさわ新聞店

(本店)〒323-1104栃木県栃木市藤岡町藤岡1410
TEL 0282-62-2237・FAX 0282-62-2907
(岩舟)〒329-4307栃木県栃木市岩舟町静5144-5
TEL 0282-55-4001・FAX 0282-55-4009

ご購読ありがとうございます。上記の
金額領収致しました。
領収金額には消費税が含まれています。

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	資料購入費
(坂東) 1紙目: 読売新聞 2紙目: 下野新聞 3,350円×3ヵ月(7~9月)+3,900円(10月)=13,950円 ①-2			

領 収 証 坂 東 - 敏 様 No. 

金 額

¥ 13,600-

但 読売新聞購読料(2023年7月分~2023年10月分)

2023年 10月 1 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 ¥12,592
消費税額等(8%) ¥1,008

有限会社 宮本新聞店

代表取締役 宮本 守雄
〒328-0032 栃木市神田町22-4
TEL 0282(22)2300 FAX 0282(23)7238
登録番号 T5060002032691

コクヨ ウケ-695

領 収 証 坂 東 - 敏 様 No. 

金 額

¥ 13,950-

但 下野新聞購読料(2023年7月分~2023年10月分)

2023年 10月 1 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 ¥12,917
消費税額等(8%) ¥1,033

有限会社 宮本新聞店

代表取締役 宮本 守雄
〒328-0032 栃木市神田町22-4
TEL 0282(22)2300 FAX 0282(23)7238
登録番号 T5060002032691

コクヨ ウケ-695

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	資料購入費
-------	------	-----	-------

(針谷) 1紙目:読売新聞

2紙目:下野新聞 3,350円×3ヵ月(7~9月)+3,900円(10月)=13,950円

①-3



金崎 734-2

領

収

書

口座振替

お問い合わせNO

針谷 正夫

様

5年 7月分

6,750円

左記のとおり正に領収致しました 5年7月25日

新聞名	部数	金額
※読売新聞 統合	1	3,400
※下野新聞	1	3,350

※は軽減税率対象 8%対象 6,750円 (税500円)

Y.C.栃木北部

栃木県栃木市箱森町25-54 区 049 順 391-000 集



金崎 734-2

領

収

書

口座振替

お問い合わせNO

針谷 正夫

様

5年 8月分

6,750円

左記のとおり正に領収致しました 5年8月25日

新聞名	部数	金額
※読売新聞 統合	1	3,400
※下野新聞	1	3,350

※は軽減税率対象 8%対象 6,750円 (税500円)

Y.C.栃木北部

栃木県栃木市箱森町25-54 区 049 順 394-000 集

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	資料購入費									
(針谷) 1紙目: 読売新聞 2紙目: 下野新聞												
YC 領 収 書 金崎 734-2 口座振替 お問い合わせNO 針谷 正夫 様 5年 9 月分 6,750 円 左記のとおり正に領収致しました 5. 9. 25 日 <table><thead><tr><th>新 聞 名</th><th>部 数</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>※読売新聞 統合</td><td>1</td><td>3,400</td></tr><tr><td>※下野新聞</td><td>1</td><td>3,350</td></tr></tbody></table> ※は軽減税率対象 8%対象 6,750円 (税500円) YC 栃木北都 栃木県栃木市箱森町 25-54 区 049 順 394-000 集				新 聞 名	部 数	金 額	※読売新聞 統合	1	3,400	※下野新聞	1	3,350
新 聞 名	部 数	金 額										
※読売新聞 統合	1	3,400										
※下野新聞	1	3,350										
YC 領 収 書 金崎 734-2 登録番号: T9060001016304 口座振替 お問い合わせNO 針谷 正夫 様 5年 10 月分 7,300 円 左記のとおり正に領収致しました 5. 10. 25 日 <table><thead><tr><th>新 聞 名</th><th>部 数</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>※読売新聞 統合</td><td>1</td><td>3,400</td></tr><tr><td>※下野新聞</td><td>1</td><td>3,900</td></tr></tbody></table> ※は軽減税率対象 8%対象 7,300円 (税541円) YC 栃木北都 栃木県栃木市箱森町 25-54 区 049 順 394-000 集				新 聞 名	部 数	金 額	※読売新聞 統合	1	3,400	※下野新聞	1	3,900
新 聞 名	部 数	金 額										
※読売新聞 統合	1	3,400										
※下野新聞	1	3,900										

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	資料購入費
-------	------	-----	-------

領 収 証

東京都江東区新木場1丁目18番11号(〒136-8575)

株式会社きょうせい

代表取締役 成 吉

収
入
印
紙

針谷 正夫

様

¥ 14,256.-

5 年 4 月 12 日

領収証番号

取扱者

〔内 訳〕 上記のとおり領収いたしました。金額には消費税及び地方消費税が含まれております

品 名	号 数	数 量	単 価	金 額	備 考
月刊「ガバナンス」 2023年4月号～2024年3月号		1	14,256	14,256	

※ 本証に、領収証番号及び取扱者印のないときは、その責を負いません。

原本は4～6月分申請の
際に提出済み

〇 R5.7月～10月号分

1,188円×4ヶ月

= 4,752円

②

振替払込請求書 兼受領証		振込金受領証 (金融機関・コンビニエンスストア等用)	
加入者氏名 株式会社きょうせい		私込人民名 針谷 正夫	
金額 14,256		お問い合わせ番号 [REDACTED]	
振込先 銀行 [REDACTED] 支店 [REDACTED]		金額 14,256	
普通預金 [REDACTED]		内消費税額 1,426	
かぎのせい		受取人 株式会社きょうせい	
栃木県栃木市		振込先 [REDACTED]	
針谷 正夫		かぎのせい	
要打電項目 : 303332961		受領印 [REDACTED]	
料 金 現金払 ([REDACTED])		収入印紙貼付欄 (CVS等収納用)	
日 期 05-04-12 金崎郵便局		受領日附印 [REDACTED]	
料金 110円		(お客様控)	

この受領証は、大切に保管してください

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	資料購入費
(針谷) @700円×2冊= <u>1,400円</u> (3)			
・「都市問題」2012.7月(103)号			
・「都市問題」2018.8月(108)号			

都市問題 (700円×2)
領 収 証

稲本市議会議員

針谷正夫 様

¥ 1,400.-

但し 「都市問題」2冊代として(消費税10% 127円)

・2012年7月(No.103)号
・2018年8月(No.108)号

上記のとおり領収いたしました
2023年10月12日

東京都千代田区日比谷公園1番3号市政会館
公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所
登録番号

都市問題

後藤・安田記念東京都市研究所
2012年7月1日(毎月1日発行) ISSN 0387-3382

vol.103
July
2012



●特集1

都市とス。ポーツイベント

尾崎正峰——日常生活圏域からスポーツイベントを考える
橋本純一——スポーツとメディア
山口泰雄——全国に広がる参加型スポーツイベント
岡邦行——運動もスポーツもできないと、子どもたちは……
谷口源太郎——なにがスポーツを歪めているのか

■巻頭言——矢部朱希子[写真家]／「ここに生きる」

■インタビュー——EPA介護福祉士候補者の受入れと試験合格までの道のり
メイダ・ハンダジャニ／植村康生／村上隆宏[ケアポート板橋]

●特集2——地方公務員とはなにか

鎌田 慧／澤井 勝／金井利之／藤田和恵／中島興世

都市問題

後藤・安田記念東京都市研究所
2018年8月1日(毎月1日発行) ISSN 0387-3382

vol.109
August
2018

8



●第47回
「都市問題」公開講座

地域をゆたかにする文化の力

基調講演

佐藤一子「東京大学名誉教授」

パネルディスカッション

小岩秀太郎「(公社)全日本郷土芸能協会理事・事務局次長」

平田大「沖縄文化芸術振興アドバイザー／演出家」

渡辺靖「慶應義塾大学SFC教授」

小島多恵子「サントリー文化財団上席研究員」(司会)

■巻頭言——香取章子／【千代田モデル】から都市の猫問題を考える
[作家・ジャーナリスト・編集者・(一財)ちよだニャンとなる会代表理事]

■後藤・安田記念東京都市研究所研究室 2017年度調査研究・中間報告
埼玉県戸田市・千葉県印西市における「自治」の諸相(2)——行政組織・政治

●特集——動物と向き合う自治体
打越綾子／佐渡友陽一／吉田眞澄／鈴木正嗣／橋田和実

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	資料購入費
(針谷) @800 円×1 冊 = 800 円 ・「都市問題」2020.1 月 (111) 号 ④			

都市問題 1 冊 (800 円)

領 収 証

栃木県議会議員
針谷正夫 様

¥ 800. -

但し 「都市問題」 1 冊代として (消費税 10% 72 円)

・ 2020 年 1 月号 (No. 111)

上記のとおり領収いたしました

2023 年 10 月 12 日

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号市政会館
公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所
登録番号 [REDACTED]

都市問題

後藤・安田記念東京都市研究所
2020年1月1日(毎月1日発行) ISSN 0367-3362

vol.111
January
2020

1

●特集1

若者の 生き方

都市・地方・地元

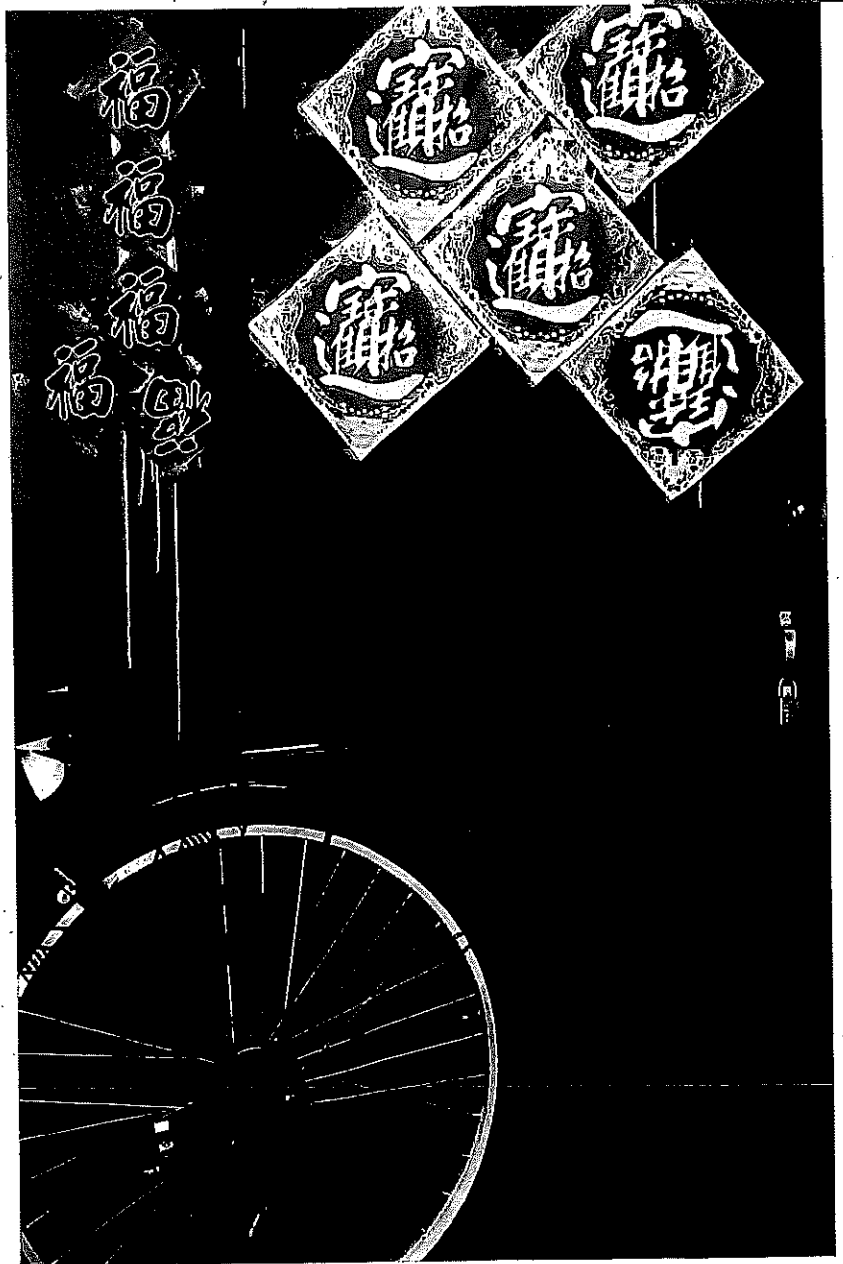
阿部真大——若者たちは何に怒っているのか？
吉川徹——学歴分断されている若者の人口移動
川端浩平——シモトを歌う
轡田竜蔵——若者の幸福とトランスローカリティ
ケイン樹里安——共に都市を歩く

●特集2

スポーツと地域の新しい関係

野川春夫——地域におけるスポーツ振興のあり方と
行政の関わり方の変容
尾崎正峰——地域の公共スポーツ施設の持続可能性の模索
小林至——フロスポーツチームと地域
久野譜也——自然と健康になれるまちづくりの推進
松橋崇史——メガスポーツイベントと地域活性化

■巻頭言 松岡亮二 早稲田大学准教授



栃木県市町村要覧（令和5年度版）

氏 名	部 数	金 額 (円)
針谷 育造	1	638円
青木 一男	1	637円
針谷 正夫	1	638円
白石 幹男	1	637円
合 計	4	2,550円

⑤

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日 05-10-04
お振込み
お振込金額 ¥2,000
残高 *****
お取引時間 14:17
ご利用手数料 ¥550
お受取人
トチギケンチホウシチケンキユウカイ様
ご依頼人
トチギンキカイ様
0282212503
おつり ¥500

印紙税申告納
付につき字印

●このご利用明細票は必ずお持ちください。

@500円×4冊+振込手数料550円=2,550円

政務活動費実績報告書

金 額 3, 5 0 9 円

令和 5 年 1 2 月 7 日

会派代表者氏名 浅野 貴之

支出項目	その他の経費
内 訳	① インクジェット代（針谷） $(7,090 \text{ 円} - 71) \times 1 / 2 = \underline{3,509 \text{ 円}}$ （発生ポイント 71 を差引）
事 由	調査研究活動のため
債 権 者 住所・氏名	① コジマ×ビックカメラ栃木店 栃木市箱森町 4 1 - 3

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	その他の経費
-------	------	-----	--------

領 収 証



コジマ×ビックカメラ 栃木店
電話番号 0282-24-4001

針谷正天 様

¥7,090-

(内、消費税等 ¥644-)
お品物 () 代として
上記正に領収致しました。

「コジマ×ビックカメラ」ますます便利に！
その1 ポイント交換でお得にお買い物！
その2 どちらのお店でも修理を承ります！

2023/10/09/17:17 レジNo. [REDACTED]
取引先 [REDACTED] 販売員 [REDACTED]

JICA	SATGOL	¥6,050
JICA	SATBK	¥1,040

小計	¥7,090
合計	¥7,090
(内、消費税等	¥644)
点数	2

お支払い	¥7,090
<お支払の内訳>	
現金	¥7,090
(内、消費税等	¥644)
お預かり合計	¥10,000
釣銭	¥2,910
(株)コジマ	
登録番号	[REDACTED]

後日サービスポイント加算の有効期限は
2023年11月08日(水)

※有効期限内に店舗へポイントカードと
共にお持ちください。
※グループ会社では加算できません。

ポイント対象額	
ポイント 1%	¥7,090
今回予定ポイント	71

$(7,090円 - 71ポイント) \times \frac{1}{2}$

3509円

コジマポイントカード規約

会員規約 コジマアクティブ 65 倶楽部会員特約 個人情報規約

第1条 (目的)

本規約は、株式会社コジマ（以下「当社」といいます。）が発行する「コジマポイントカード」（以下「カード」といいます。）の利用について諸条件を定めるものであり、第2条に定義する会員と当社間の一切の關係に適用されます。

第2条 (会員)

会員とは、本規約を承諾のうえ当社の各店舗において、カードの入会を申込み、当社が入会を認めたお客様をいいます。

第3条 (カードの発行)

入会申込書に必要事項を記入のうえ入会した会員に対して、会員証としてカードを発行いたします。

会員は、カードの署名欄に署名をするものとします。

第4条 (カードの提示)

カードは、会員本人であることを確認するためのものです。カードの提示がない場合は、各種サービスを利用することはできません。

第5条 (カードの利用権限)

カードは当社及びビックカメラグループの各店舗でご利用いただけます。

カードの利用は、カードに署名した会員本人に限り、会員が署名の無いカードを提示した場合、当社は、会員に対し、第13条の規定による本人確認を求め、またはカードの利用をお断りする場合があります。

カードは、他人への貸与、譲渡、売買および質入はできません。

カードをお持ちであっても、同業の方にはご利用をお断りすることがあります。

会員が、本規約に反するカードのご利用・お取扱いをされた場合、当社またはビックカメラグループで会員が不正行為（転売、再販売、その他営利を目的として当社またはビックカメラグループで商品を購入する行為を含みます。）をされた場合、そのカードは停止し、ご利用できなくなります。

第6条 (ポイントの還元)

会員がポイント還元対象商品の購入に際し、精算前にカードを提示した場合に限り、購入金額および決済方法に応じ、当社所定のポイントを還元します。

前項にかかわらず、カード不携帯の場合は、精算前に会員が申し出ることにより、当社は「再来店時ポイントレシート」を発行するものとし、購入日から1か月以内に、会員がこのレシートとカードを購入店舗に提示することにより、ポイントを還元するものとします。

ポイントの還元は、現金、クレジットその他当社が指定する決済方法での購入の場合に限り、還元されたポイントは、当社コンピュータに積み立てられます。

ポイント還元対象商品であっても、値引きや他の特典があった場合は、還元対象外となる場合があります。

第7条 (ポイントの使用)

み立てられたポイントは、当社及びビックカメラグループの各店舗において、次回以降の商品購入時に **1 ポイント=1 円換算にて、購入代金の全部または一部として使用できます。**

購入代金の一部としてのポイント使用は、現金、クレジットその他当社が指定する決済方法での購入の場合に限り、掛売（当社が承認した法人に限る。）の場合は、使用できません。

使用するポイントに対しては、ポイントを還元いたしません。

ポイントの釣銭はありません。また換金はいたしません。

ポイントを還元した店舗以外でポイントを使用できるのは、還元した日の翌日以降となります。商品によっては、ポイントを使用した購入ができない場合があります。

別記様式第2号（第3条関係）

政務活動費実績報告書

金 額 11,932 円

令和 5年12月 7日

会派代表者氏名 浅野 貴之

支出項目	その他の経費
内 訳	① タブレット端末通信料（針谷、坂東、浅野） （R5年7月～R5年10月分） 合計：1人629円／月×4ヶ月×3名＝<u>7,548円</u> ② パソコンのインターネット利用料（針谷、浅野） （R5年7月～R5年10月分） ・13,156円×1／6＝2,192円 2,192円×2名＝<u>4,384</u>
事 由	調査研究活動のため
債 権 者 住所・氏名	① 栃木市長 大川秀子 栃木市万町9-25 ② ケーブルテレビ㈱ 栃木市樋ノ口町43-5

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	その他の経費
タブレット端末通信料 令和5年7月分～令和5年10月 (@ 6 2 9 円 × 4 ヲ月 × 3 名 = 7 , 5 4 8 円)			
納入通知書兼領収書			
令和5年度		通知書番号 6700022580-00-00	
納付者	栃木市岩舟町静3438-1 浅野貴之 様		
タブレット端末通信料政務活動費充当分 令和5年7月分～令和5年10月分			
納付金額	2,516円		
納入期限			
所属	15050000 議会事務局 議事課		
会計	01 一般		
款	21 諸収入		
項	04 雑入		
目	04 雑入		
節	02 雑入		
細節	01 雑入		
説明	60 タブレット端末自己負担金等 (議事課)		
上記のとおり納付してください。			
栃木市長 大川 秀子			
栃木市			
		収納済印 出 16 納 5. 11. 20 足利銀行 栃木支店	
65000127910000			
			
A 5 0 5 6 7 0 0 0 2 2 5 8 0 0 0 0 0 A			

会 派 名	かがやき	科 目	その他の経費
タブレット端末通信料 令和5年7月分～令和5年10月 (@ 6 2 9 円 × 4 ヲ月 × 3 名 = 7 , 5 4 8 円)			
納入通知書兼領収書			
令和5年度		通知書番号 6700022579-00-00	
納付者	栃木市西方町金崎734-2 針谷正夫 様		
タブレット端末通信料政務活動費充当分 令和5年7月分～令和5年10月分			
納付金額	2,516円		
納入期限			
所属	15050000 議会事務局 議事課		
会計	01 一般		
款	21 諸収入		
項	04 雑入		
目	04 雑入		
節	02 雑入		
細節	01 雑入		
説明	60 タブレット端末自己負担金等 (議事課)		
上記のとおり納付してください。			
栃木市長 大川 秀子			
栃木市			
		収納済印 出 16 納 5. 11. 20 足利銀行 栃木支店	
65000127910000			
			
A 5 0 5 6 7 0 0 0 2 2 5 7 9 0 0 0 0 A			

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	その他の経費
タブレット端末通信料 令和5年7月分～令和5年10月			
納入通知書兼領収書			
令和5年度		通知書番号 6700022581-00-00	
納付者	栃木市城内町2-39-2		
	坂東一敏 様		
タブレット端末通信料政務活動費充当分 令和5年7月分～令和5年10月分			
納付金額	2,516円		
納入期限			
所属	15050000 議会事務局 議事課		
会計	01 一般		
款	21 諸収入		
項	04 雑入		
目	04 雑入		
節	02 雑入		
細節	01 雑入		
説明	60 タブレット端末自己負担金等(議事課)		
上記のとおり納付してください。			
栃木市長 大川 秀子			
栃木市			
		収納済印	
65000127910000			
A 5 0 5 6 7 0 0 0 2 2 5 8 1 0 0 0 0 A			

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	その他の経費
自宅用パソコンのインターネット利用料 1/6 充当 浅野議員 令和5年7月～令和5年10月分 13,156円×1/6÷2,192.6円 2,192円			

領 収 証

No. 

浅野 貴之 様

金額 ￥13,156

但 令和5年7月～10月
インターネット接続料として

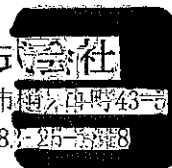
令和5年10月10日

上記正に領収いたしました

ケーブルテレビ株式会社

〒328-0024 栃木県栃木市箱根町43-6

TEL0282-25-1811/FAX0282-25-1818



(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	かがやき	科 目	その他の経費
自宅用パソコンのインターネット利用料 1/6 充当			
針谷議員			
令和5年7月～令和5年10月分 13,156円×1/6÷2,192.6円			
<u>2,192円</u>			

領 収 証

No. XXXXXXXXXX

針谷 正夫 様

金額 ￥13,156

但 令和5年7月～10月
インターネット接続料として

令和5年10月10日

上記正に領収いたしました

ケーブルテレビ株式会社

〒328-0024 栃木県栃木市榑ノ町43-6

TEL0282-25-1811/FAX0282-25-1818